

津野町チャレンジ応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津野町補助金等交付規則（平成17年2月1日規則第36号。以下「規則」という。）に基づき、津野町チャレンジ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 コロナ禍を契機に、新たな事業展開及び事業拡大する者を支援し、町の経済活性化を図るため、対象経費を予算の範囲内で補助する。

(補助対象者及び実施主体)

第3条 津野町チャレンジ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、町内の事業者又は直販所出品者とする。

2 前項の補助対象者は次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 町内に住所を現に有するか、事業完了前に住所を有し且つ居住することが確実な者
- (2) 町内に事業所の所在地を有する個人または団体で、町長が認めた者
- (3) 町税、使用料等を滞納していない者
- (4) 事業実施において津野町商工会の支援を受ける者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、津野町において、新たな事業の実施、新商品の開発、既存の商品の改良及び販路の拡大など、新たな事業展開及び事業拡大に資するもので、当該年度の3月31日までに事業が完了するもの。

2 前項に定める事業の対象経費の下限額は10万円とし、それに満たない事業は補助対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 機械装置費 事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
- (2) 広報費 パンフレット・ポスター・チラシ等の作成及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
- (3) 展示会等出展費 新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
- (4) 旅費 事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査及び販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費（宿泊費（上限1万円）、交通費実費（自家用車の場合は、燃料代相当額））

- (5) 開発費 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
- (6) 資料購入費 事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
- (7) 借料 事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
- (8) 専門家謝金 事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
- (9) 工事改修費 事業遂行に必要な工事及び改修のために支払われる経費
- (10) 備品購入費 事業遂行に必要な備品の購入のために支払われる経費（100万円を超えるものを除く。）
- (11) 感染症対策費 新型コロナウイルス感染症対策として行われる事業や物品の購入等のために支払われる経費
- (12) 委託費 上記（1）から（11）に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）
- (13) その他、町長が特に必要と認める経費

（補助率及び補助額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、補助金上限額は100万円とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金交付申請及び関係書類は次に掲げるとおりとし、町長にそれぞれ1部ずつ提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 個別事業計画書
- (3) 個別事業計画書の積算基礎
- (4) 収支予算書
- (5) 同意書兼誓約書

2 前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかであるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請の審査および認定)

第8条 町長は、申請の認定の可否を審査するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の構成は、副町長、総務課長、企画調整課長、産業課長、商工会事務局長、高知県地域支援企画員、その他町長が必要と認める者をもって組織し、委員長は副町長とする。
- 3 町長は、申請者から申請があったときは、面談を行い、審査会に付したうえ、申請を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は速やかに認定し、別記第2号様式による交付決定通知書で申請者に通知する。
- 4 審査にあたり、町長は必要に応じ外部有識者及び申請者の所属する団体等の意見を徴することができる。
- 5 認定された補助事業については、事業名及び事業計画を町広報等で公表するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金の交付目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 補助事業の実施にあたっては、別表1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更又は中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等について、変更又は中止等をしようとするときは、事前に別記第3号様式による補助金交付変更(中止)等承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業経費の20パーセントを超えない変更についてはこの限りでない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業の実績報告は別記第4号様式による補助金事業実績報告書により、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金事業実績報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 個別事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 実施した補助事業の内容が分かる資料(写真等)

(交付決定の取り消し等及び返還)

第12条 町長は、第7条の規定により交付の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を取り消し、すでに奨励金を交付した場合にあっては当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、当該交付の決定を取り消したものに通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金を返還させるときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。

(補助事業者の責務)

第13条 認定された事業の工事及び備品購入は、町内業者を優先して活用するよう努めなければならない。

2 認定された補助事業者は補助金交付から3年間、年度末における事業報告を別記第5号様式による報告書を提出して報告しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表1（第8条第2項）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。